

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

道選挙管理委員会告示

- 稚内市北海道議会議員補欠選挙の選挙期日
- 稚内市北海道議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者の氏名等
- 稚内市北海道議会議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所
- 稚内市北海道議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日
- 稚内市北海道議会議員補欠選挙における選挙公報掲載文掲載順序決定のくじを行う日時及び場所
- 稚内市北海道議会議員補欠選挙における開票事務と選挙会事務との合同
- 道選挙管理委員会公表
- 稚内市北海道議会議員補欠選挙長印の公表
- 稚内市北海道議会議員補欠選挙長告示
- 稚内市北海道議会議員補欠選挙における選挙長の職務を行う場所
- 稚内市北海道議会議員補欠選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所
- 稚内市北海道議会議員補欠選挙における選挙会の参観人数の制限

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第152号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定により、稚内市北海道議会議員の補欠選挙を次のとおり行う。

平成13年11月23日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

1 選挙期日

平成13年12月2日

2 選挙区及び選挙すべき議員の数

稚内市選挙区 1人

北海道選挙管理委員会告示第153号

平成13年12月2日執行の稚内市北海道議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者を、次のとおり選任した。

平成13年11月23日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

選挙区名	選挙所		長		左の職務代理者	
	住	所	氏名	住	所	氏名
稚内市	稚内市緑6丁目19番5号		高木哲朗	稚内市こまどり4丁目6番8号		濱谷 侑

北海道選挙管理委員会告示第154号

平成13年12月2日執行の稚内市北海道議会議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成13年11月23日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

選挙区名	選挙会の日時	選挙会の場所
稚内市	平成13年12月2日午後9時15分	稚内市宝来4丁目1番39号 稚内市体育館

北海道選挙管理委員会告示第155号

平成13年12月2日執行の稚内市北海道議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場には、平成13年11月23日からポスターを掲示することができる。

平成13年11月23日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

北海道選挙管理委員会告示第156号

平成13年12月2日執行の稚内市北海道議会議員補欠選挙における北海道議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成10年条例第31号）第4条第2項の規定による選挙公報掲載文の掲載順序決定のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成13年11月23日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

稚内市選挙区

- 1 くじを行う日時 平成13年11月23日 午後6時
- 2 くじを行う場所 稚内市中央3丁目13番15号 稚内市役所 3階第1会議室

北海道選挙管理委員会告示第 157 号

平成13年12月2日執行の稚内市北海道議会議員補欠選挙における稚内市選挙区の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成13年11月23日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

投票券の記載事項

次のとおり公印を作成したので、北海道選挙管理委員会規程（昭和48年北海道選挙管理委員会告示第28号）第20条の規定に基づき、北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）第8条第2項の規定の例により、公印台帳に登録した。

平成13年11月23日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

登録した公印

公印の名称	備付機関名	用 途	印 影	寸 法	登 録 及 び 使用開始年月日
稚内市北海道選挙管理委員会補欠選挙長の印	北海道選挙管理委員会 稚内市出張所	一 般 文 書 用		縦 25mm 横 25mm	平成13年11月23日

稚内市北海道議会議員補欠選挙の告示

稚内市北海道議会議員補欠選挙長告示第1号

平成13年12月2日執行の稚内市北海道議会議員補欠選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成13年11月23日

稚内市北海道議会議員補欠選挙長 高 木 哲 朗
職務を行う場所
稚内市中央3丁目13番15号

稚内市役所 1 階 稚内市選挙管理委員会事務局

ただし、平成13年11月23日については、稚内市役所 3 階第 1 会議室、平成13年12月2日については、稚内市体育館とする。

稚内市北海道議会議員補欠選挙長告示第 2 号

平成13年12月2日執行の稚内市北海道議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成13年11月23日

- 1 くじを行う日時 平成13年11月29日 午後6時
- 2 くじを行う場所 稚内市中央3丁目13番15号

稚内市役所 3 階第 1 会議室

稚内市北海道議会議員補欠選挙長告示第 3 号

平成13年12月2日執行の稚内市北海道議会議員補欠選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、30人に限って入場させる。

平成13年11月23日

稚内市北海道議会議員補欠選挙長 高 木 哲 朗